

令和3年7月9日
自動車局自動車情報課

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨による 自動車の抹消登録申請時の特例的取扱について

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨の被災地における自動車の抹消登録の運用を緩和いたします。

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により被災者が置かれている状況（車両が所在不明のため登録番号が不明など）に鑑み、被災車両の抹消登録申請時の特例的取扱いを以下のとおり行うこととし、本日、別添のとおり全国の地方運輸局に通達を発出いたしましたので、お知らせします。

想定される状況	特例措置
自動車登録番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する
原因を証する書面（罹災証明書又は被災証明書）の入手が困難	申請人の申立書をもって「罹災証明書」に代える

※令和3年7月1日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用の対象地域は次のとおり

（内閣府防災HP）http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※自動車税の減免については、都道府県自動車税事務所にお問い合わせください

（罹災証明書又は被災証明書の入手が困難な場合でも自動車税の減免申請が可能な場合があります）

○添付資料

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨による自動車の抹消登録申請時の特例的取扱について

【問い合わせ先】

自動車局自動車情報課 山浦・福室・東海林

電話：03-5253-8111（内線：42114、42116）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

中部運輸局自動車技術安全部管理課

八木・富村 電話：052-952-8041

中国運輸局自動車技術安全部管理課

佐藤・藤原 電話：082-228-9141